

社団法人 東根青年会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会議所は社団法人東根青年会議所（HIGASHINE Junior Chamber INCORPORATED）と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、事務所を東根市本町3 - 30に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、地域社会及び国家の政治、経済、社会、文化等の発展をはかり、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会議所は、その目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会並びに文化等に関する調査研究及びその改善に資する計画の立案と実現を推進する事業。
- (2) 指導力啓発の知識並びに教養を修得と向上及び能力の開発に資する事業。
- (3) 国際青年会議所、社団法人日本青年会議所並びに国内・国外の青年会議所及びその他の諸団体と提携し、相互の理解と親睦を増進する事業。
- (4) その他の本会議所の目的達成に必要な事業。

(事業年度)

第5条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日終わる。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 本会議所の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 名誉会員
- (4) 賛助会員

第7条 東根市に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたものを正会員とする。

ただし、年度中に40歳に達した場合、その年度内は正会員としての資格を有す。

2.すでに他の青年会議所の正会員である者は、本会議所の正会員となることできない。

(特別会員)

第8条 制限年齢の年度末までに正会員であった者で、理事会の決議により推薦されたものを特別会員とする。

(名誉会員)

第9条 本会議所に功労のある者で、理事会の決議により推薦されたものを名誉会員とする。

(賛助会員)

第10条 本会議所の目的に賛同し、その発展に助成しようとする個人又は団体で、理事会において入会を承認されたものは、賛助会員とする。

(会員の権利)

第11条 正会員は、本定款に定めるもののほか本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第12条 本会議所の会員は、本定款に定めるもののほか、定款その他の規則に遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(会費等の納入義務)

第13条 会員は、総会の決議を経て理事長が別に定めるところにより入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(休会)

第14条 やむを得ぬ事由により長期間出席できない正会員は、理事会の承認を得て、休会することができる。この場合において、休会中の会費は、これを免除しない。

(会員資格の喪失)

第15条 本会議所の会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 解散
- (2) 退会
- (3) 死亡
- (4) 破産の宣告又は後見開始もしくは補佐開始の審判
- (5) 公民権剥奪
- (6) 除名

(退会)

第16条 本会議所を退会しようとする会員は、その年度の会費等を納入して退会届を提出しなければならない。

(除名)

第17条 本会議所の会員が次の各号に該当するときは、総会において正会員4分の3以上の決議により除名をすることができる。

- (1) 本会議所の目的遂行に反する行為があるとき。
- (2) 本会議所の秩序を乱す行為があったとき。
- (3) 会費納入義務を履行しないとき。

第3章 総会

(総会の構成)

第18条 本会議所の総会は、正会員をもって構成する。

(総会の種類)

第 19 条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の招集)

第 20 条 通常総会は、毎年 1 月、9 月に理事長が招集する。

2 . 臨時総会は、次に掲げる場合に理事長が招集する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 5 分の 1 以上の正会員より、会議に付すべき事項を示した書面で招集の請求があったとき。

3 . 前項第 2 号に規定する総会は、その請求を受け取った日より 30 日以内に招集の手続きをしなければならない。

4 . 総会を招集するためには、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、会日の 10 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 21 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 22 条 総会は、正会員数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。総会の議事は、出席正会員の過半数をもってこれを議決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(表決権)

第 23 条 正会員は、総会における各 1 個の表決権を有する。

(議決事項)

第 24 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定ならびに変更

(2) 事業報告及び会計報告の承認

(3) 次に掲げる規定の設定、変更及び廃止

(社) 東根青年会議所会員資格規定

(社) 東根青年会議所役人選任方法に関する規定

(4) その他特に重要な事項

(議決事項の通知)

第 25 条 理事長は、総会の終了後、遅滞なく、その決議事項を会員に書面で通知しなければならない。

(議事録)

第 26 条 総会においては、議事録を作成し、議長及び出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、保存しなければならない。

第 4 章 役員

(役員の種類及び数)

第 27 条 本会議所の役員は、次の通りとする。

(1) 理事長 1 名

(2) 直前理事長 1 名

(3) 副理事長 2 名以上 4 名以内

(4) 専務理事 1 名

(5) 理事 10名以上25名以内(正副理事長・専務理事含む)

(6) 監事 2名

(役員の選任等)

第28条 役員は、総会において正会員のうちから選任する。ただし、直前理事長は直前に理事長であった者となるものとする。

2. その他役員の選任に関し必要な事項は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(役員の任期)

第29条 役員の任期は、毎年1月1日より同年12月31日迄とし、再任を妨げない。

2. 任期満了又は辞任により退任した役員は、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第29条の2 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員現在数の4分の3以上の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員として適性を欠くと認められるとき。

2. 前項の規定により役員を解任しようとするときは、総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の職務)

第30条 理事長は、本会議所を代表し本会議所の事務を総理する。

2. 直前理事長は、意見を求められたとき理事長経験を生かし、処務について必要な助言をする。

3. 副理事長は、理事長を補佐して処務をつかさどり、理事長に事故があるとき又は欠けたときは理事長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。

4. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、経常的な業務を処理する。

5. 理事は、理事会を組織して、本会議所の業務の執行を決定する。

6. 監事は、民法第59条の職務を行う。

(顧問)

第31条 本会議所は、顧問若干人を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第32条 本会議所の理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び理事をもって構成する。

2. 直前理事長は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の招集)

第33条 理事会は毎月1回以上理事長が招集する。

2. 理事会構成員の5人以上が必要と認めるときは、書面により会議の目的たる事項を示し、理事会の招集を請求することができる。

3. 前2項の理事会は、書面をもって通知する。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会は、その構成員の3分の2以上の出席により成立し、その決議は、出席構成員の過半数をもってこれをなす。

ただし、総会において特別決議を要する事項についての決議は、出席構成員の3分の2以上の多数をもってこれをなす。

(理事会の決議事項)

第36条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会から委託された事項
- (3) その他業務執行に必要な事項

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事録については、第26条の規定を準用する。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第38条 本会議所は、毎月1回以上例会を開く。

2. 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委員会の設置)

第39条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を設置する。

2. その他委員会の設置及び運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第7章 会計

(収支)

第40条 本会議所の資産は、入会金、会費その他の収入をもって構成する。

2. 本会議所の経費は資産をもってこれにあてる。

(特別会計等)

第41条 一般会計で処理することが不相当と認められる大規模又は特殊な事業に関する収支は、特別会計として経理することができる。

2. 本会議所は、大規模又は特殊な事業に要する資金を積み立てるため、基金を設けることができる。

第8章 管理

(定款等の設置)

第42条 理事長は、定款その他諸規則、会員名簿並びに総会及び理事会の議事録を常に事務所に備え置かなければならない。

(報告書の提出)

第 4 3 条 理事長は、在任年度終了後速やかに任期中の年度にかかる次の各号に掲げる書類を作成し、当該年度の監事に提出しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 会計報告 (収支決算書、財産目録、貸借対照表)

2 . 前項に規定する書類の提出は、当該年度終了後最初に開かれる通常総会の会日の前日までにしなければならない。

3 . 第 1 項の書類の交付を受けた監事は、厳正なる監査を行い、その通常総会の前日までに意見書を作成し、当該理事長に提出しなければならない。

4 . 当該理事長は、前項の意見書を添えて第 1 項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

(報告書等の設置)

第 4 4 条 理事長は、前条第 1 項に規定する書類をその通常総会の 1 週間前までに事務所に備え置かなければならない。

(書類の閲覧)

第 4 5 条 会員は、第 4 2 条及び前条の書類をいつでも閲覧することができる。

2 . 理事長は、正当な理由なくして前項の閲覧を拒むことができない。

(提出)

第 4 6 条 理事長は、事業報告及び収支決算書について総会の承認を得たときは、第 4 3 条第 1 項の書類を社団法人日本青年会議所会頭に提出しなければならない。

(事務局)

第 4 7 条 本会議所は、その事務を処理するため、事務局を設置できる。

2 . 事務局には、事務局長 1 人を置くことができる。

3 . 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任命する。

4 . その他、事務局に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 4 8 条 この定款は、総会において、会員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ山形県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 4 9 条 本会議所は民法第 6 8 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項の規定により解散する。

2 . 総会の議決により解散する場合は、正会員現在数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 5 0 条 本会議所の解散のときに在する残余財産は、総会の議決を経て本会議所と類似の目的をもつ公益法人その他団体に帰属させる。

(清算人)

第 5 1 条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

第 10 章 雑則

(定款変更の届出)

第 5 2 条 本会議所の定款の変更の認可があった場合、変更部分を明示して速やかに社団法人日本青年会議所会頭に届け出なければならない。

(施行規則等)

第 5 3 条 本会議所は本定款の運用を円滑にするため、本定款に別にさだめるもののほか、理事会の議決を経て理事長が定める。

附 則

- 1 . この定款は、山形県知事の設立の許可のあった日から施行する。
- 2 . 本会議所の設立当初の役員は、第 2 8 条の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとする。
- 3 . 本会議所の設立当初の事業年度は、第 5 条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和 6 0 年 1 2 月 3 1 日までとする。
- 4 . 本会議所の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 2 4 条の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。